

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（以下「本省令案」という。）は以下のとおり

1. 法定猟法の見直し（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第2条）

現在、法定猟法として使用されているとらばさみについては、本来捕獲の目的とする鳥獣と異なる鳥獣を誤って捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）した際に鳥獣を負傷させてしまうため、法定猟法から除く。

2 鳥獣の捕獲等の許可申請資料の見直し（規則第7条）**（1）捕獲等の許可申請書の記載事項**

捕獲等をする者が猟具の安全な取扱い方の知識・技術を持っているかどうかを判断するため、新たに、申請者が狩猟免許を受けている場合は、狩猟免許の種類、免許を与えた都道府県知事、狩猟免状の番号及び交付年月日を申請書の記載事項とする。

（2）従事者証の申請書の添付資料

従事者証の申請が捕獲等の許可の申請と別で行われた場合等を想定し、環境大臣又は都道府県知事は、従事者証の申請を受けた際に、申請書のほか必要と認める書類（狩猟免許、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の写し等）の提出を求めることができることとする。

3 語句（「移入された鳥獣」）の変更（規則第7条）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条の規定と整合性をとるため、規則第7条第4項の「人為的に移入させた鳥獣」を「人為的に導入された鳥獣」に改めることとする。

4 鳥獣の捕獲等の際に用いる猟具への氏名等の記入（新設）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第67号。平成19年4月16日施行予定。以下「改正法」という。）により、鳥獣の捕獲等を行うため、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けた場合には、使用する猟具に住所、氏名（法人の名称）その他規則で定める事項を表示することが義務づけられた。これを踏まえ本省令案では、この表示を行わなければならない猟具を、網、わな、つりばり、とりもちを使用した猟具とし、これらの猟具ごとに、住所、氏名のほか、許可証又は従事者証に記載された環境大臣名又は都道府県知事名、許可の有効期間、許可証又は従事者証の番号及び捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥獣の卵の種類を表示しなければならないこととする。また、これらは、金属製又はプラスチック製の標識に、1字の大きさを縦1.0センチメートル以上、横1.0センチメートル以上で記載することとする。

5 鳥獣の捕獲等ができる期間の延長（規則第9条）

経験の浅い狩猟者の育成の場として猟区を活用するため、下記のとおり、猟区において狩猟鳥獣を捕獲等することができる期間を延長する。

捕獲等をする期間

<現行>

北海道以外の区域	毎年11月15日～翌年2月15日 (<u>放鳥獣猟区内</u> 毎年 <u>11月15日</u> ～翌年3月15日)
北海道	毎年10月1日～翌年1月31日 (<u>放鳥獣猟区内</u> 毎年 <u>10月1日</u> ～翌年2月末日)



<改正案>

北海道以外の区域	毎年11月15日～翌年2月15日 (<u>猟区内</u> 毎年 <u>10月15日</u> ～翌年3月15日)
北海道	毎年10月1日～翌年1月31日 (<u>猟区内</u> 毎年 <u>9月15日</u> ～翌年2月末日)

6 禁止する猟法の見直し（規則第10条第3項）

狩猟において錯誤捕獲を防止し、仮に錯誤捕獲があった場合の鳥獣の損傷を軽減し、鳥獣の解放を促すため、新たに下記のようにくくりわなの一部及びとらばさみの使用について禁止します。（おしの使用については現在も禁止されている。）

捕獲等する鳥獣	禁止する猟法
鳥類、ヒグマ、ツキノワグマ	わな全般
イノシシ、ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・くくりわなであって下記の要件に一つでも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ① 輪の直径が十二センチメートルを超えるもの ② 締付け防止金具が装着されていないもの ③ よりもどしが装着されていないもの ④ ワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるもの ・おし ・とらばさみ
上記以外の鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・くくりわなであって下記の要件に一つでも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ① 輪の直径が十二センチメートルを超えるもの ② 締付け防止金具が装着されていないもの ・おし ・とらばさみ

7 特定輸入鳥獣の種及び標識の交付申請の手続（新設）

改正法により、規則で定める鳥獣を輸入した際には、輸入された鳥獣が適法に輸入されたもの

であることを示す標識（脚環）の交付を受け、当該鳥獣に着けなければならないとされた。本省令案では、標識交付の対象となる鳥獣及び脚環の交付申請の手続について定める。

(1) 標識装着の対象とする特定輸入鳥獣

国内で違法に捕獲された個体が、輸入された同種の鳥獣と偽って違法に飼養されるおそれの高い次の鳥類 21 種を特定輸入鳥獣として指定する。

(一) かも目	
かも科	オシドリ
(二) すずめ目	
ひばり科	ヒバリ
つぐみ科	コマドリ、ノゴマ、コルリ
うぐいす科	ウグイス
ひたき科	キビタキ、オオルリ
しじゅうから科	コガラ、ヒガラ、ヤマガラ
めじろ科	メジロ
ほおじろ科	ホオジロ、ミヤマホオジロ、ノジコ
あとり科	カワラヒワ、マヒワ、イスカ、ウソ、コイカル、イカル

(2) 標識の交付申請に関する事項

標識の交付申請書には、申請者の住所・氏名、特定輸入鳥獣の種類・数量、輸入の仕出地、輸入する港又は飛行場、輸入の年月日及び標識の交付を受けることを希望する年月日を記載することとする。また、申請書には、関税法第 67 条の規定により交付された輸入許可証の写し又は同法第 102 条第 1 項の規定により交付された輸入に係る通関の証明書の写しを添えることとする。また、その他、環境大臣は必要と認める書類の提出を求めることができることとする。

(3) 標識の再交付申請に関する事項

特定輸入鳥獣に装着された標識は、当該輸入鳥獣が、脚の疾患にかかっているとき又は脚に外傷があるときは、やむを得ない場合として、取り外すことができるが、これらの脚の疾患等が治癒した場合又は標識が破損した場合には、標識の再交付を受けることができることとする。再交付申請書には申請者の住所・氏名、標識の番号、標識が破損又は標識を取り外した事情を記載することとする。申請書には、標識が破損した場合には、輸入許可証の写し又は通関の証明書の写し、当該特定輸入鳥獣が外国産であることを科学的に証明する書類及び破損した標識を、疾患等が治癒した場合には、輸入許可証の写し又は通関の証明書の写し、当該特定輸入鳥獣の標識を取り外した事情を証明できる獣医師の診断書及び破損した標識を添えることとする。

(4) 手数料の支払い方法

標識の交付の際の手数料（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令により 1,700 円と規定。）については、交付の申請書に手数料の額に相当する収入印紙を貼ることにより納付し、納付された手数料は返還されないこととする。

8 保全事業の内容（新設）

改正法により、国又は都道府県は、それぞれ指定した鳥獣保護区に関し、鳥獣の生息環境が悪化した場合、環境の改善を目的とした保全事業として規則で定める内容の事業を実施することができることとされた。本省令案において保全事業の内容を以下のとおり定めることとする。

- ① 鳥獣の繁殖施設の設置
- ② 鳥獣の採餌施設の設置
- ③ 鳥獣の休息施設の設置
- ④ 湖沼等の水質を改善するための施設の設置
- ⑤ 鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置
- ⑥ 鳥獣の生息地の保護及び整備に支障を及ぼすおそれのある動物の捕獲等

9 特定猟具の種類（わな）（新設）

現行の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「現行法」という。）においては、都道府県が銃猟を禁止できる区域（銃猟禁止区域）、銃猟を制限できる区域（銃猟制限区域）を定めていたが、改正法においては新たにこれを特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域とし、銃猟だけではなく特定猟具として規則で定めるわなについても、使用を禁止又は制限できるとした。

本省令案では、この特定猟具としてのわなとして、くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわなを指定することとする。

10 危険猟法の見直し（規則第45条）

鳥獣の捕獲等を行ってはいけない危険猟法として規則で定める猟法を明確化するため、現行法の「据銃、陥穽その他危険なわなを使用する猟法」という規定を新たに「据銃、陥穽その他の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるわな」と改めることとする。

11 狩猟免許の申請書類の見直し（規則第48条）

狩猟免許の申請の際に、医師の診断書の代わりとするため、申請者が銃刀法第4条第1項第1号の許可を受けている場合は、新たにその許可証の写しを添えることとする。また、申請書に添える写真のサイズをこれまでの縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルから、一般的な証明写真のサイズである縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとすることとする。

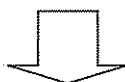
12 狩猟免許試験の見直し（規則第53条～第55条）

改正法により、「網・わな猟免許」が「網猟免許」、「わな猟免許」に分離された。この改正等を受け、以下のとおり狩猟免許試験を見直す。

(1) 技能試験

<現行>

狩猟免許の種類	課 題
網・わな猟免許	<ul style="list-style-type: none">銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別法定猟法として定める網又はわなの一つを架設鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判断を瞬時に行うこと



<改正案>

狩猟免許の種類	課 題
網猟免許	<ul style="list-style-type: none">銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別法定猟法として定める網の一つを架設鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判断を瞬時に行うこと
わな猟免許	<ul style="list-style-type: none">わなを見て当該わなの使用の是非を判別法定猟法として定めるわなの一つを架設獣類の図画、写真又は剥製を見てその獣類の判断を瞬時に行うこと

(2) 知識試験

狩猟者の鳥獣保護管理に関する知見を充実させるため、試験内容について、従来の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣に関する知識に鳥獣の保護管理に関する知識を追加する。

(3) 試験の免除

網猟免許、わな猟免許の両方の狩猟免許試験（更新含む。）を受けようとする者については、どちらかの適性試験を受ければもう一方の適性試験を免除することとする。

13 狩猟免許の更新制度の見直し（規則第 60 条、第 61 条）

(1) 狩猟免許の更新時期

狩猟免許の交付を、適性試験の終了後に行うことができることとする。

(2) 狩猟免許の更新時の講習

狩猟者の鳥獣保護管理に関する知見を充実させるため、狩猟免許の更新時の講習の内容を、12

(2) において示す狩猟免許申請時の知識試験の内容と同様とする。

14 違反行為等の通知の見直し（規則第 62 条）

狩猟免許を受けた者の住所地を管轄する都道府県知事は、狩猟免許を取り消した場合に加え、停止を行った場合においても、停止に係る者の住所・氏名等を環境大臣に通知するものとする。

15 狩猟者登録の申請書類の見直し（規則第 65 条）

狩猟者登録の申請の際には、狩猟免許の効力停止の有無について確認するため、新たに、登録を受けようとする狩猟免許に係る狩猟免許の写しを添えなければならないこととする。

また、申請書に添える写真のサイズをこれまでの縦 3.6 センチメートル、横 2.4 センチメートルから、一般的な証明写真のサイズである縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルとする。（狩猟者登録の変更の際の証明写真についても同様のサイズに変更）

16 権限の委任事項の追加（規則第 80 条）

改正法により特定輸入鳥獣への標識の交付制度、鳥獣保護区における保全事業が新たに定められたことにより追加された下記に掲げる環境大臣の権限については、地方環境事務所長に委任することとする。

（1）特定輸入鳥獣関係

- ・標識の交付及び再交付に関する事務

（2）保全事業関係

- ・都道府県等が都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。）において行う保全事業として、希少鳥獣の捕獲等を行う場合又はかすみ網を使用して鳥獣の捕獲等を行う場合の都道府県知事による環境大臣への協議に関する事務

17 自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 4 号）の一部改正

国立公園又は国定公園内における環境大臣等の許可を要しない行為として、鳥獣保護区における保全事業に係る行為の一部を下記のとおり追加することとする。

（1）国立公園の特別地域内

①環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下、「国指定鳥獣保護区」という。）内

国が行う保全事業（改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「新法」という。）28 条の 2 第 1 項）又は地方公共団体が環境大臣に協議し、その同意を得て行う保全事業（新法第 28 条の 2 第 3 項）として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

②都道府県指定鳥獣保護区内

都道府県知事等が希少鳥獣の捕獲等又はかすみ網を使用した鳥獣の捕獲等をするために環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業（新法第 28 条の 2 第 5 項）として、鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

（2）国定公園の特別地域内

都道府県指定鳥獣保護区内において、都道府県が行う保全事業（新法第 28 条の 2 第 1 項）又は都道府県以外の地方公共団体が都道府県知事に協議し、その同意を得て行う保全事業（新法第 28 条の 2 第 4 項）として、鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(3) 国立公園の特別保護地域内

(1) の行為に加え、

①国指定鳥獣保護区内

国が行う保全事業又は地方公共団体が環境大臣に協議し、その同意を得て行う保全事業として捕獲した鳥獣又は採取したそれらの卵を当該捕獲又は採取した場所に放つこと。

②都道府県指定鳥獣保護区

都道府県知事等が希少鳥獣の捕獲等又はかすみ網を使用した鳥獣の捕獲等をするために環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取したそれらの卵を当該捕獲又は採取した場所に放つこと。

(4) 特定公園の特別保護地域内

(2) の行為に加え、

都道府県指定鳥獣保護区内において、都道府県が行う保全事業又は都道府県以外の地方公共団体が都道府県知事に協議し、その同意を得て行う保全事業として捕獲した鳥獣又は採取したそれらの卵を当該捕獲又は採取した場所に放つこと。

18 様式の見直し

改正法の施行等に伴い、特定輸入鳥獣に交付する標識、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の制札等を新たに定める等の改正を行う。(一部改正の場合には、改正部分に二重下線。なお、「網・わな猟免許」を「網猟免許」「わな猟免許」に変更する等軽微な変更のみを行ったものについては、パブリックコメントの対象とはしていない。)

